

本検討会における検討事項と論点について

改正廃棄物処理法第17条の2（有害使用済機器の保管等）と政省令に規定すべき事項

改正廃棄物処理法第17条の2（有害使用済機器の保管等）に係る政省令に記載すべき事項は以下のとおり。

	条文	政省令に規定すべき事項
第1項	使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	①有害使用済機器の指定（政令事項） ③適用除外の者（省令事項） ④有害使用済機器の保管等の届出（省令事項）
第2項	有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。	②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準（政令事項）
第3項	次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。	
第4項	環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。	
第5項	有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。	
第6項	前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。	⑤上記のほか必要な事項（政令事項）等

⇒本日は、このうち、前回ご検討いただいた①及び②、並びに③から⑤までについて検討

検討事項① 有害使用済機器の指定について

前回の指摘事項

- 家電4品目・小型家電28品目をまず指定するという方向性はよい。
- 家庭用・業務用で区別すべきではない。
 - 業務用機器でも家庭用と同様の性状を持ったものは多い。品番まで見ないと区別できないものもある。
 - 家庭用・業務用による区分を設けると、自治体による指導が難しくなる。
- 家電4品目・小型家電28品目以外の有害性、発火性、爆発性、油やフロンへの流出等についても考慮すべき。
 - 家庭用の湯沸かし器は小型家電28品目に含まれていないが、実際には鉛メッキされているものがある。
 - 火災のおそれがある機器として、バッテリー、リチウムイオン電池は過去に火災事案の原因になったことがあるため、問題意識を持つ必要がある。
 - バッテリー等を含む機器や自動販売機、業務用エアコン、ショーケース、AED、ガスボンベを含むカセットコンロ等が抜け漏れている。特にガスボンベ等の火災の原因となる危険物は包括的に規制すべき。
 - ストーブ、農機具、オートバイ等、油を含むものについては問題が多く発生しており、指定するか否かという議論はあるが、問題意識を持つべき。
 - フロンを含む機器、バッテリーについては、省庁間・省庁内で議論が必要である。
- なるべく自治体が規制しやすい制度にすべき。
- ある程度性状等を限定して、下位法令に委ねることで、機動的な対応がある程度可能となる。

指定に当たっての基本的な考え方

- 本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
- 現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、
 - ・鉛や火災リスクに着目して対象機器を指定。
 - ・実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象機器を指定。

対応方針（案）

- 既存制度であるリサイクル法の対象品目（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法対象品目に加えて、業務用機器についても、実態等を踏まえつつ、対象として指定する。
- 今回指定しない機器については、法の施行状況を踏まえて必要な措置を検討し、機動的に対応する。

※有害使用済機器と金属くず等の混合物についても有害使用済機器として取り扱う。

<根拠条文>

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2第1項】

(参考)

<廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分>

- 内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（使用済電気電子機器等）が、製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの（雑品スクラップがこれに該当）については、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられる。

(参考) 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目

＜家電リサイクル法対象4品目＞

1. ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機

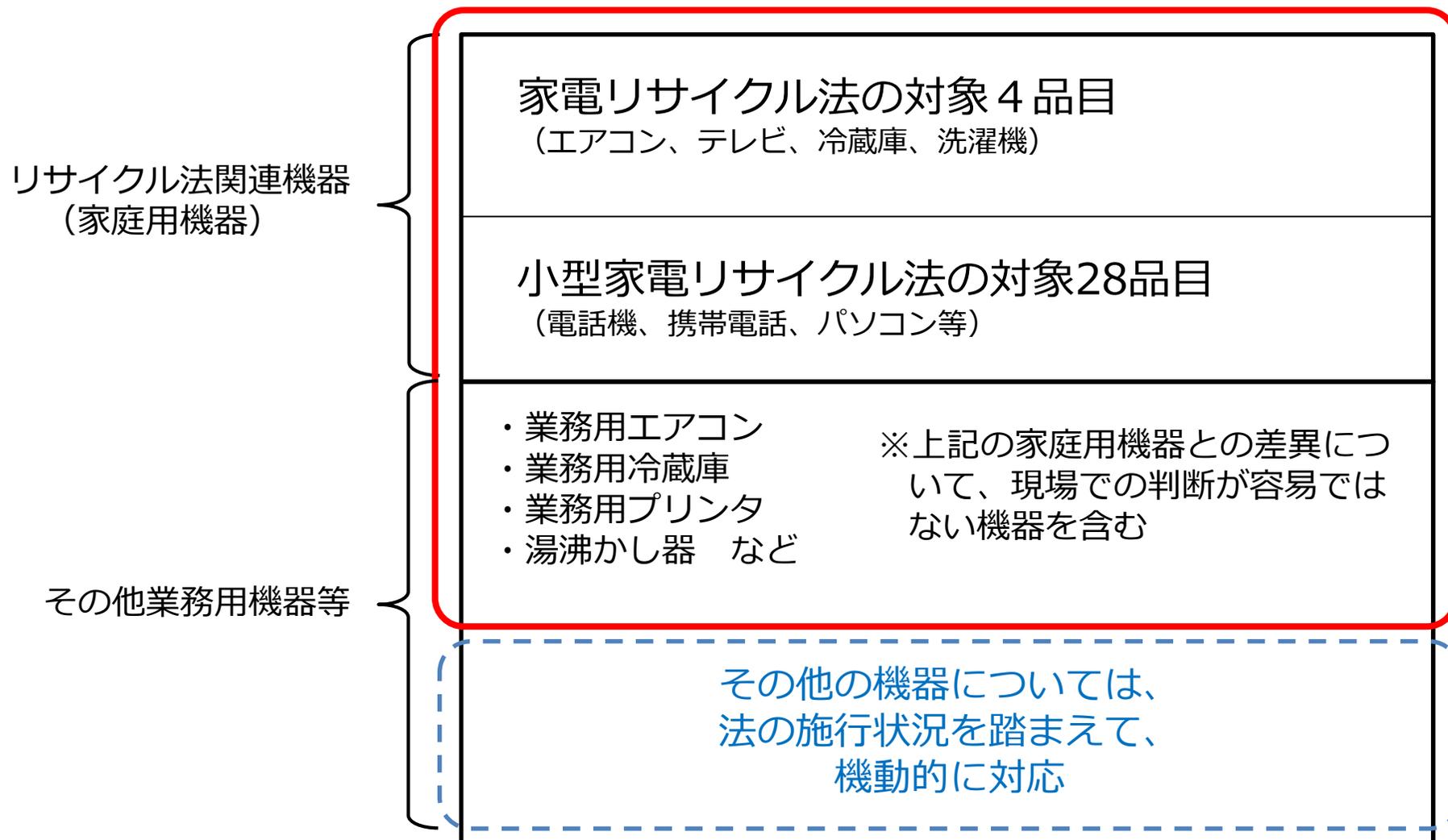
＜小型家電リサイクル法対象28品目＞

1. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
3. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機(家電リサイクル法対象のテレビジョン受信機を除く)
4. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
5. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
6. パーソナルコンピューター
7. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
8. プリンターその他の印刷装置
9. ディスプレイその他の表示装置
10. 電子書籍端末
11. 電動ミシン

12. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
13. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14. ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15. 電動式吸入器その他の医療用電機械器具
16. フィルムカメラ
17. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具(家電リサイクル法対象の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く)
18. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具(家電リサイクル法対象のユニット型エアコンディショナーを除く)
19. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(家電リサイクル法対象の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
20. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22. 電気マッサージ器
23. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
26. 電子時計及び電気時計
27. 電子楽器及び電気楽器
28. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

(参考) 有害使用済機器の指定に関する考え方

家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の対象品目に加え、実態等を踏まえつつ業務用機器等についても指定（赤枠）



前回の指摘事項

- 環境影響に関しては、有価無価はあまり関係無く、廃棄物処理法を基本とする方針は合理的。
- 自動車リサイクル等の場合と異なり、何が入るか分からないので備えが必要ということで、家電・小電の処理基準等を組み合わせて上乘せをすることも合理的。
- 都市計画法等の制約がかからない施設であるため、廃棄物処理施設とは違うタイプの環境影響が生ずる可能性があることから、廃棄物より厳しい基準であったとしても、合理性があると思われる。他法令との関係も考慮して決めていただきたい。
- 自治体による指導を可能とするため、火災について具体的に規定する必要がある。
- 保管について、三方囲まれている場合は自動車リサイクル法のように垂直保管的などころが認められないか。
- 保管場所の排水については、産業廃棄物の中間処理場として認められる程度の基準である、地下浸透防止、側溝、油水分離槽をつける対策を求めるべき。
- 有害使用済機器と分別保管すべき「他の物」について詳細に規定した方がよい。
- 「他の物」にリチウム電池等が含まれると、「他の物」の火災の危険性が高まる。

策定に当たっての基本的な考え方

- 有害使用済機器は廃棄物ではないが、不適正な保管・処分が行われた場合には、廃棄物同様、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがある。
- 有害使用済機器特有の考慮事項について、実態等を踏まえて策定。

対応方針（案）

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電気電子機器の保管の実態を踏まえて対応する。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。

※政令、省令、ガイドライン等に盛り込むべき内容の全体像を示しており、本検討会での検討結果を踏まえ、今後法制的な面から検討を加え、書き分ける。

<根拠条文>

- 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。【法第17条の2第2項】

(参考)

<廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分>

- その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきである。さらに、処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべき。

有害使用済機器の保管基準（案）

区分	具体的な方針
保管場所の要件	周囲に囲い（荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの）を設けるとともに、有害使用済機器の保管の場所である旨その他保管に必要な事項を記載した掲示板を設けることとする。
保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等	<p>汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこととする。</p> <p>飛散流出防止については、廃棄物の保管基準を参考に、実態を踏まえ検討する。 （参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 廃棄物の保管基準（囲いに接する場合は囲いの内側2 mまでは「囲いの高さ-50cm」以下、2 mより内側は2 m地点から勾配50%以下、囲いに接しない場合は囲いの下端から勾配50%以下） • 使用済自動車の保管基準（囲いの内側3 mまでは3 m以下、3 mより内側は4.5m以下） <p>保管の量の制限については、有害使用済機器は、有価性を有する観点から、不法投棄等の可能性が低いと見られるため、特段の基準を設けないこととする。</p>
保管時の火災発生防止等	<p>都市計画法等の制約に係るような取扱いになっていないため、生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 有害使用済機器は主要部材にプラスチック等の可燃物が使用されるほか、火災の原因となり得る、電池、油等の混入の可能性があるため、火災防止の観点から消防庁の定める「火災予防条例（例）」における再生資源燃料の保管基準と同様概ね5 m以下とする。 ② 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、技術的かつ経済的に可能な範囲で分別した上で保管することとする。 ③ 有害使用済機器は主要部材にプラスチック等の可燃物が使用されるほか、火災の原因となり得る、電池、油等の混入の可能性があるため、火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、金属スクラップ等その他の資源物や廃棄物等と分別して保管する。
ねずみ及び害虫の発生防止	ねずみや害虫が発生しないようにすることとする。

有害使用済機器の処分基準（案）

区分	具体的な方針
飛散・流出防止、悪臭・騒音・振動防止等	処分に伴う有害使用済機器及びその一部の飛散流出防止、悪臭・振動・騒音等の防止、生活環境保全上必要な措置を行うこととする。
処分時の有害物質飛散防止及び火災発生防止等	都市計画法等の制約に係るような取扱いになっていないため、生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等は技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、蛍光灯は適切に処理を行うこととする。
特定の品目に係る処分基準	家電4品目に該当する品目は、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法によることとする。
処分施設の生活環境保全措置	投入する有害使用済機器に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置、破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置及び爆発による被害を防止するために必要な措置を講ずることとする。

検討事項③ 有害使用済機器の保管等に関する届出除外対象者について

根拠条文（法第17条の2第1項）

（有害使用済機器の）保管又は処分を業として行おうとする者（**適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く**。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分

適正処理が確保されたリサイクルルートでの使用済電気電子機器等の資源循環を促すという視点が重要であるところ、**家電リサイクル法に基づき再商品化等を実施する施設や小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の処理施設での取扱い等、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には二重規制とならないよう留意をすべき**である。

対応方針（案）

有害使用済機器の保管等に関する届出除外対象者として想定しているものは、以下のとおり。

- ① 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないと考えられる者
（例えば、有害使用済機器の保管量が一定量を超えない者 など）
- ② 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者
（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者 など）

検討事項④ 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類について

根拠条文（法第17条の2第1項）

（有害使用済機器の）保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、**環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない**。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分

処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。

前回の指摘事項

- 品目や保管に関する規定だけでなく、届出業者がどのような業を行うのかを念頭に置きながら政省令の肉付けをすべき。

対応方針（案）

- 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類については、廃棄物処理法に基づく処分業の許可に関する申請事項・書類（許可基準に係るものを除く。）を基本とし、排出事業者自ら事業場外での保管に関する届出事項・書類を参考として定める。

届出事項（案）

申請者の基本情報	氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類
事業一般に関する事項	事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場、面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権限を有することを証する書類
保管に関する事項	保管場所の面積、保管する品目、保管量の上限、保管高さ上限、保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）
施設に関する事項	事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、施設の構造がわかる図面（平面図、構造図等）

<届出の時期>

- 新規は事業開始前30日以内
- 届出事項の変更についても同様に、変更があった後30日以内

対応方針（案）

- 前回の検討会で、どこから排出されたこういった物を、どこから仕入れ、どのように処分し、どこに販売するかといったフローを把握できるようにすべき、とのご指摘があったことを踏まえ、有害使用済機器の取引の流れを把握する観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（品目毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載。）。
- 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後30日以内に提出。）。

前回の質問事項①

- 収集運搬・保管・処分の切り分けを明確にすべき。

回答

今後、ガイドライン等においてわかりやすく示していきたい。

（参考：廃棄物処理法の解説）

「分別」とは、その後の廃棄物の処理、例えば、収集や運搬、再生や処分等が廃棄物の種類に応じて適正に行われるよう、その処理形態に応じてあらかじめ廃棄物を区分することをいう。

「保管」とは、廃棄物の一連の処理過程において、次の処理過程に移るまでの間、廃棄物を保管することをいう。

「収集」とは、廃棄物を取り集め、運搬できる状態に置くことをいう。浄化槽に連結されるパイプを通じて尿尿が集まり、またダストシュートを通じてゴミが集まってくる等は、能動的な行為が行われていないので、ここでいう収集ではない。

「運搬」とは、必要に応じて廃棄物を移動させることをいい、積替えを行うことを含む。

「再生」とは、廃棄物を再び製品の原材料等とするため必要な操作をすること。

「処分」とは、廃棄物を物理的、科学的又は生物学的な手段によって、形態、外観、内容等について、変化させ、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することを意味する。

※分別については、その後、保管が行われる場合は保管の一環であり処分の一連の行為であれば、処分の一環。

前回の質問事項②

- 業務用機器の範囲について、検討会内の認識を統一すべき。

回答

- 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法では、家庭で日常生活において一般的に使用されているものを対象としており、事業者が使用する場合でも同様に対象となる。
- 業務用については具体的な規定はないものの、上記以外のものを業務用と判断すると解される。
- 検討会内では、上記の考え方と同様の範囲を示すものと認識。

→ 家庭用機器・業務用機器の範囲については、今後、ガイドライン等においてわかりやすく示していきたい。

前回の質問事項③

- 油等の危険物を除いた機器は対象となるのか、対象範囲を明確にすべき。

回答

- 有害物が全て除かれているか否かを外形上判断することは困難であり、運用の実効性確保のため、有害物を除いた機器も引き続き対象とする。

→ 有害使用済機器の範囲については、今後、ガイドライン等においてわかりやすく示していきたい。